

令和7年度 愛知県社会福祉協議会 社会福祉法人経営者委員会 会費算定基準

単位:円

委員会名	種別	算出 基礎	愛知県社会福祉協議会会費(a)		全国社会福祉法人経営者協議会会費			合計
			一般事業費	委員会事業費	区分	全国会費	ブロック協議会 運営・活動費 (b)	
社会福祉法人 経営者委員会	社会福祉法人等	1法人	2,000	8,000	基本額	40,000	5,000	55,000
					小規模特例	10,000		25,000
					大規模特例	80,000		95,000

「基本額」 小規模特例、大規模特例以外

「小規模特例」 前年度事業活動収入額が2億円未満の法人

「大規模特例」 前年度事業活動収入額が10億円を超える法人

※ 全国経営協は、その会費規程に基づき、1会員が納入した会費のうち、年額 5,000円をブロック協議会運営・活動費(b)とし、年額15,000円を都道府県組織活動費(a)としています。本会の経営者委員会では、その都道府県組織活動費(a)を年額10,000円に据え置いています。